

埼玉県公安委員会規程第8号

道路交通法に基づく自動車の使用者に対する是正措置命令等に関する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

埼玉県公安委員会委員長

道路交通法に基づく自動車の使用者に対する是正措置命令等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第8項に規定する自動車の使用者に対する是正措置命令及び法第74条の3第6項に規定する自動車の使用者に対する安全運転管理者等の解任命令（以下「是正措置命令等」という。）に関し、その適正を図るため必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 交通部交通総務課長及び同部交通指導課長並びに警察署長は、是正措置命令等に係る事案を認知したときは、当該是正措置命令等に必要な事項を速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

(上申)

第3条 本部長は、前条の報告を受けたときは、必要な事項を調査し、速やかに公安委員会に上申しなければならない。

(処分基準)

第4条 是正措置命令等の処分基準は、道路交通法に基づく自動車の使用者に対する是正措置命令等の基準（別記）のとおりとする。

(委任)

第5条 この規程を実施するため必要な細目的事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

## 別記（第4条関係）

道路交通法に基づく自動車の使用者に対する是正措置命令等の基準

### 第1 用語の意義

この基準における用語の意義は、法及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動車の使用者 自動車を使用する権原を有する者で、かつ、自動車の運行を総括的に支配することのできる地位にある者をいう。
- (2) 是正措置命令 法第74条の3第8項の規定により、自動車の使用者に対し、是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることをいう。
- (3) 解任命令 法第74条の3第6項の規定により、自動車の使用者に対し、安全運転管理者等の解任を命ずることをいう。
- (4) 必要な権限 安全運転管理者が、法第74条の3第2項の業務を行うため必要となる事業所内の権限をいう。

### 第2 是正措置命令を行う基準

- 1 是正措置命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。
  - (1) 自動車の使用者が、安全運転管理者に対し必要な権限を与えていないため、自動車の安全な運転が確保されていない場合
  - (2) 自動車の使用者が、安全運転管理者が法第74条の3第2項の業務を行うために必要な機材を整備していないため、自動車の安全な運転が確保されていない場合
- 2 是正措置命令を行う場合には、是正措置命令を行うに至った原因に応じ、自動車の安全運転を確保するために自動車の使用者が実施すべき内容を適切に示すこと。

### 第3 解任命令を行う基準

- 1 解任命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。
  - (1) 安全運転管理者等が法第74条の3第1項又は第4項の府令で定める要件を備えないこととなった場合
  - (2) 安全運転管理者が法第74条の3第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合
- 2 前記1(2)に関し、安全運転管理者の管理下にある運転者が交通事故を起こす、最高

速度超過、過労運転、酒気帯び運転等の違反行為をするなど、当該安全運転管理者の業務の実態を把握する必要がある場合には、法第75条の2の2第1項の規定に基づく報告又は資料の提出を求めるなど、当該安全運転管理者に必要な権限が与えられているか否かを含めて、適切に実態を把握した上で、解任命令の是非を判断すること。